

調査票 社会編  
分析結果

# 社会 IR、電気・ガス、空運、保険がトップクラス

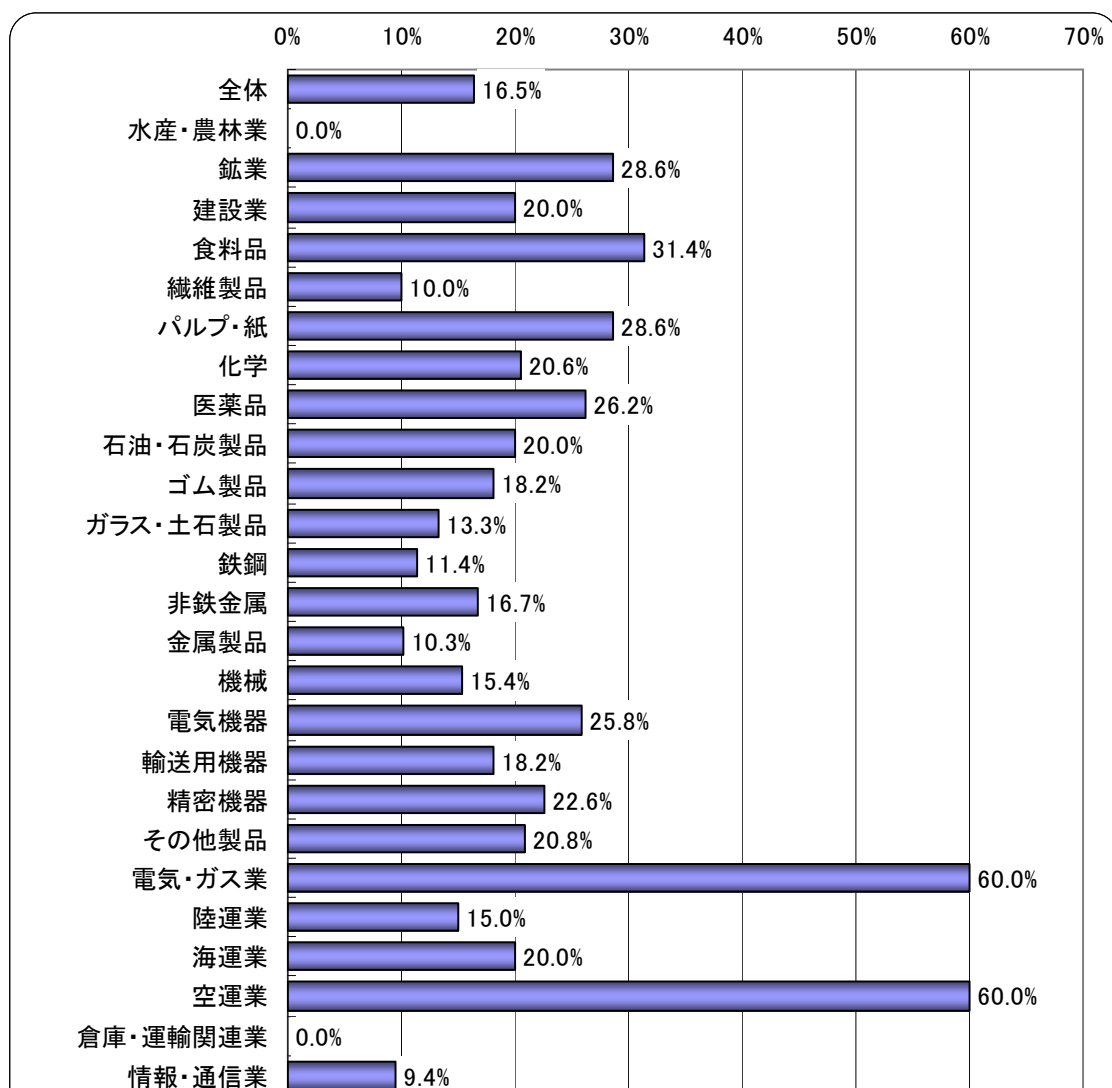
当社では、調査票「社会編」への回答の多寡(回答率)を当該業種における社会 IR 対応の積極性を示すひとつの指標と考えている。今年度調査の対象企業数は2,000社で、そのうちの329社から調査票「社会編」への回答を得た(有効回答率16.5%)。

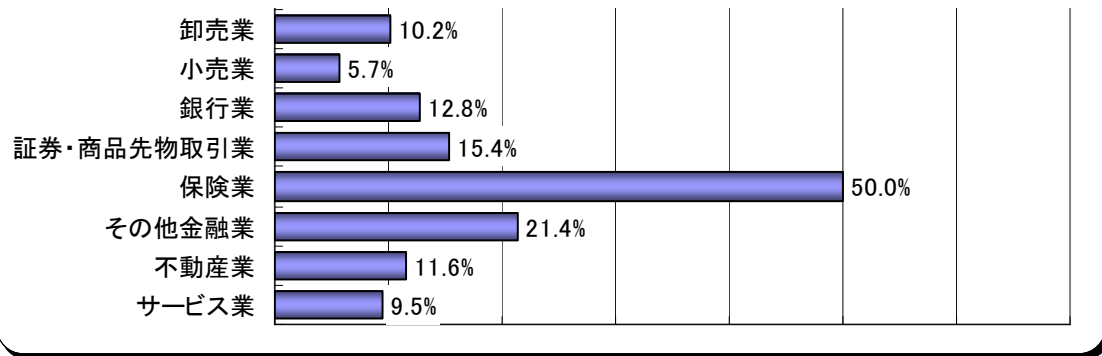
業種(証券コード協議会が定める33業種中分類)別に見ると、環境 IR への積極性と同様に、電気・ガスと空運業(各60.0%)が社会情報の開示にもっとも積極的で、続いて、保険業(50.0%)、食料品(31.4%)、鉱業、パルプ・紙(各28.6%)の順となっている。一方、水産・農林業、倉庫・運輸関連業(各0.0%)、小売業(5.7%)、情報・通信業(9.4%)、サービス業(9.5%)など、回答率が1割に満たない業種が5業種あった。

グラフ 24 社会 IR の積極性(調査票「社会編」への業種別回答率)

N=2,000(調査対象企業)

(%の分母は各業種の調査対象企業数)



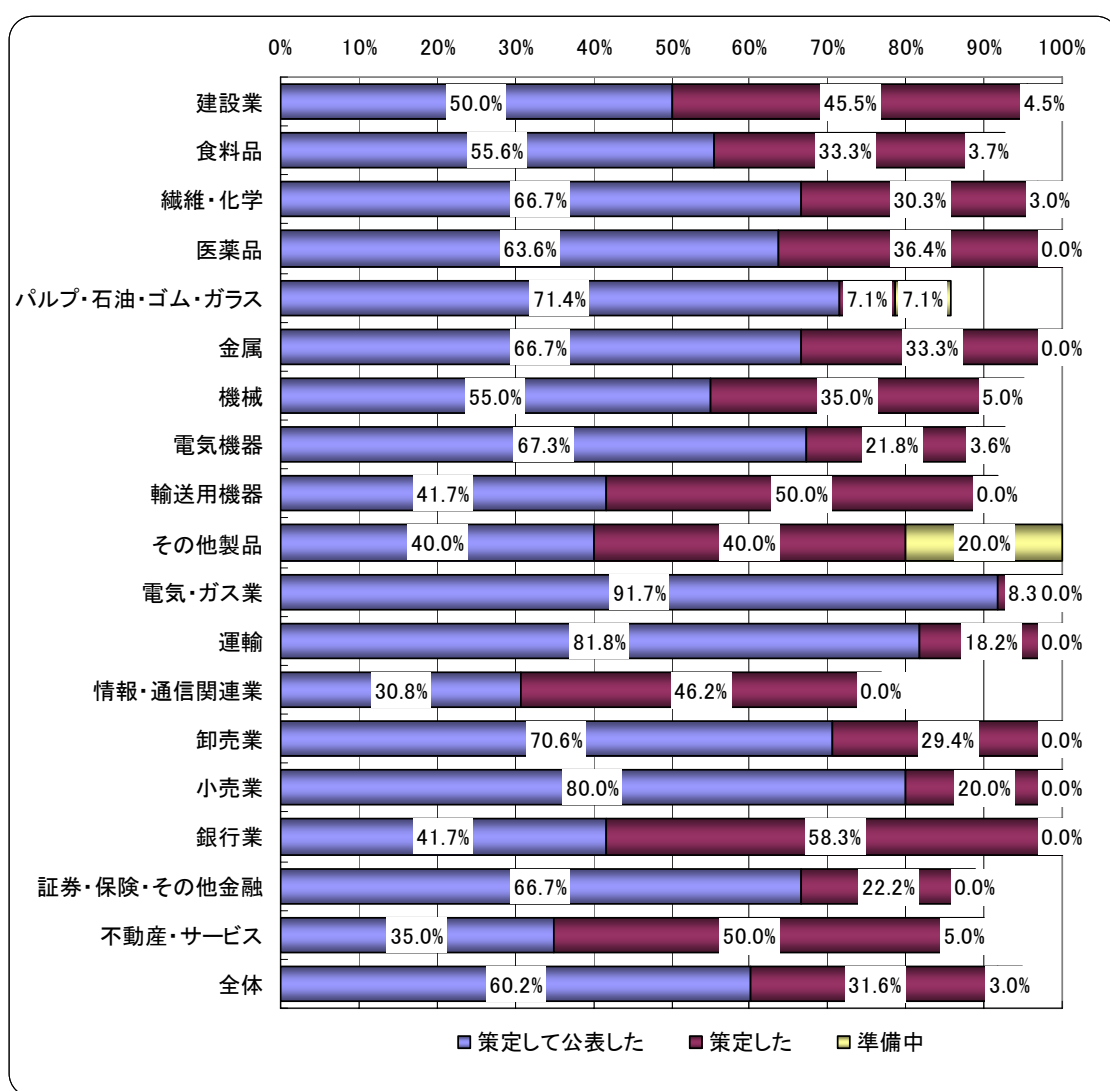


## 倫理行動規範、9割以上が制定、公表も6割に達する

有効回答企業全体では、「倫理行動規範を策定して公表している」と回答した企業は 60.2%、「策定しているが公表はしていない」と回答した企業は 31.6%、策定期間(予定)を明示した上で「準備中」と回答した企業は 3.0%で、これらを合計すると、91.8%の企業が倫理行動規範を既に策定している、あるいは、策定準備中であると回答した。業種別に見ると、倫理行動規範の外部への公表が最も進んでいるのは、電気・ガス業(91.7%)で、続いて、運輸(81.8%)、小売業(80.0%)だった。

グラフ 25 倫理行動規範の策定

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

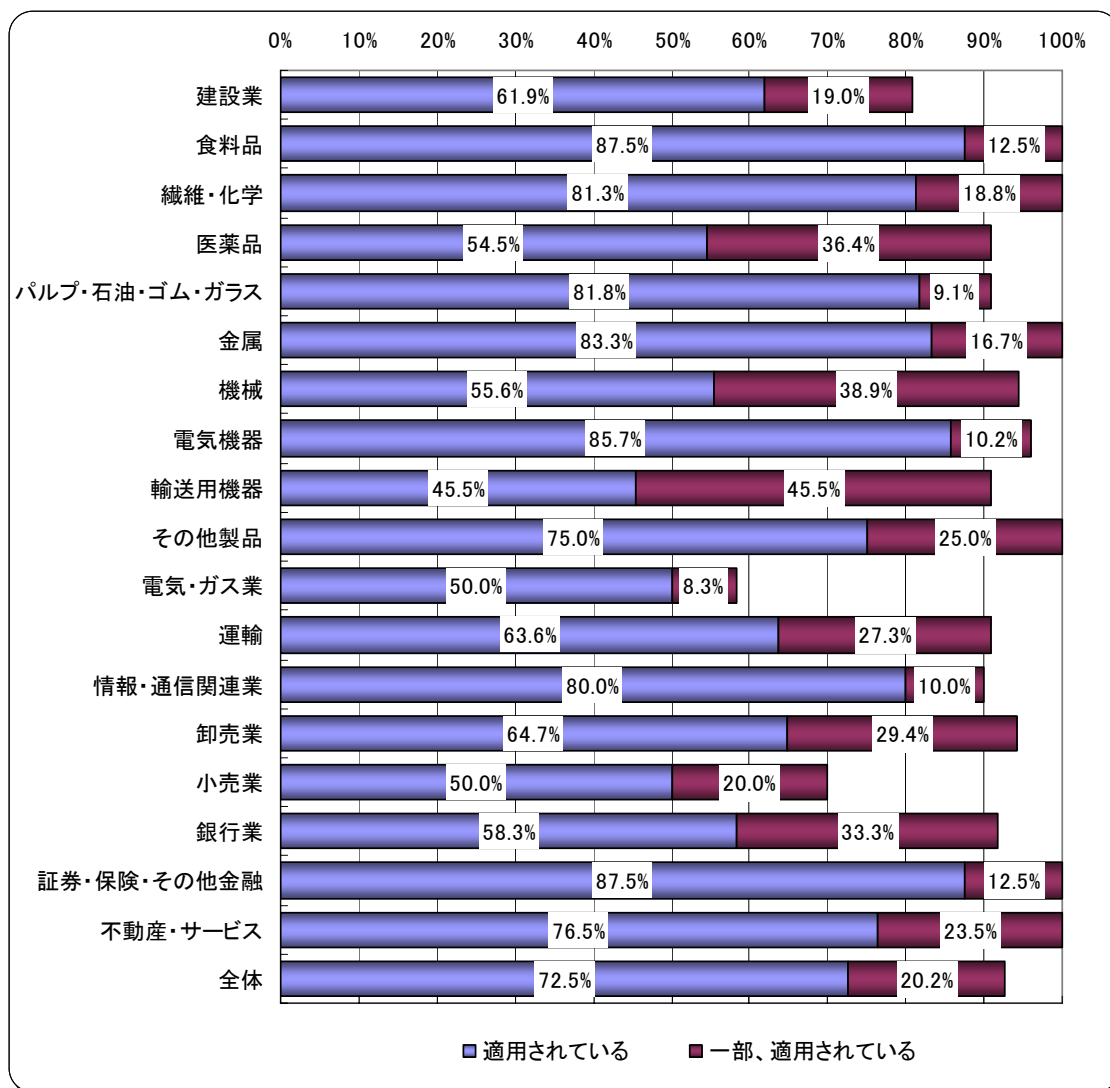


## 規範のグループへの適用、食料品等が徹底

倫理行動規範を策定していると回答した企業に対して、それをグループ各社への程度適用しているかについて尋ねたところ、72.5%が「グループ各社へ適用している」と回答した。また、「一部のグループ会社へ適用している」との回答も 20.2%あった。業種別に見ると、食料品、証券・保険・その他金融(各 87.5%)、電気機器(85.7%)、金属(83.3%)、パルプ・石油・ゴム・ガラス(81.8%)、繊維・化学(81.3%)、情報・通信関連業(80.0%)では、グループ各社に対して統合的な倫理行動規範を適用する企業の割合が8割に上った。それに対して、輸送用機器(45.5%)、では5割に満たなかった。

グラフ 26 倫理行動規範のグループ各社への適用

N=302(倫理行動規範を策定していると回答した企業)



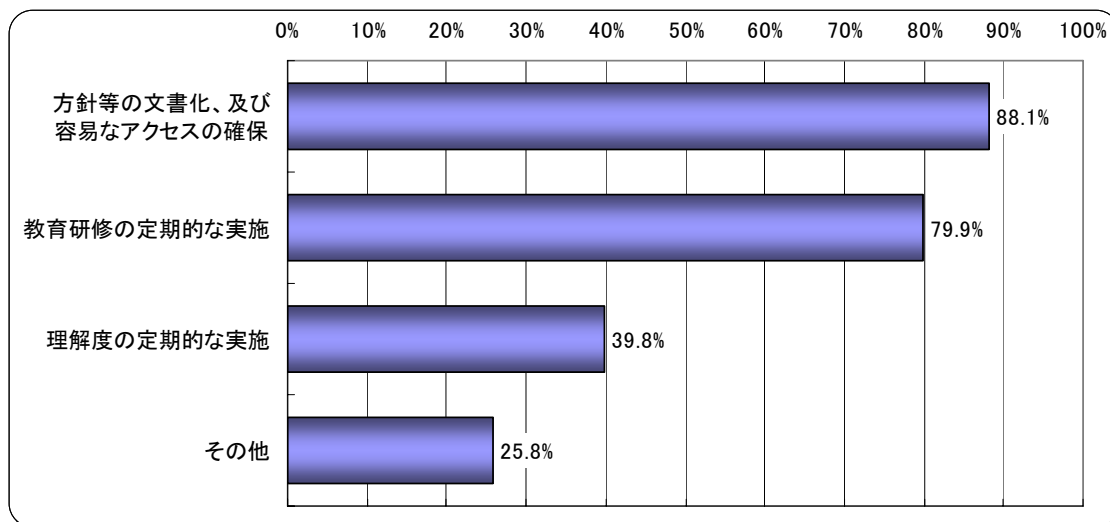
## 法令遵守の徹底、従業員理解度の把握が課題

法令遵守の認識を高めるために従業員に対してどのような周知徹底の取り組みを行っているかについて尋ねたところ、「法令遵守に関する方針やその解説を文書化して容易なアクセスを確保している」と回答した企業は 88.1%、「教育研修を定期的実施している」と回答した企業は 79.9%で、多くの企業において法令遵守の方針や教育研修が整備されている状況にある。一方、「従業員の理解度を定期的に確認している」と回答した企業は 39.8%に留まり、法令遵守に関して方針の周知や教育研修は多くの企業で取り組まれているものの、従業員の理解や認識の確認については多くの企業が未着手である現状が浮き彫りになった。

その他(自由回答)の取り組みとしては、「社内報を活用した周知徹底」、「法令遵守等に関わる委員会等の組織の設置」、「人事考課の評価項目への組み込み」、「コンプライアンス意識調査の実施」、「具体的事例の共有」などの回答があった。

グラフ 27 法令遵守の周知徹底の取り組み(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



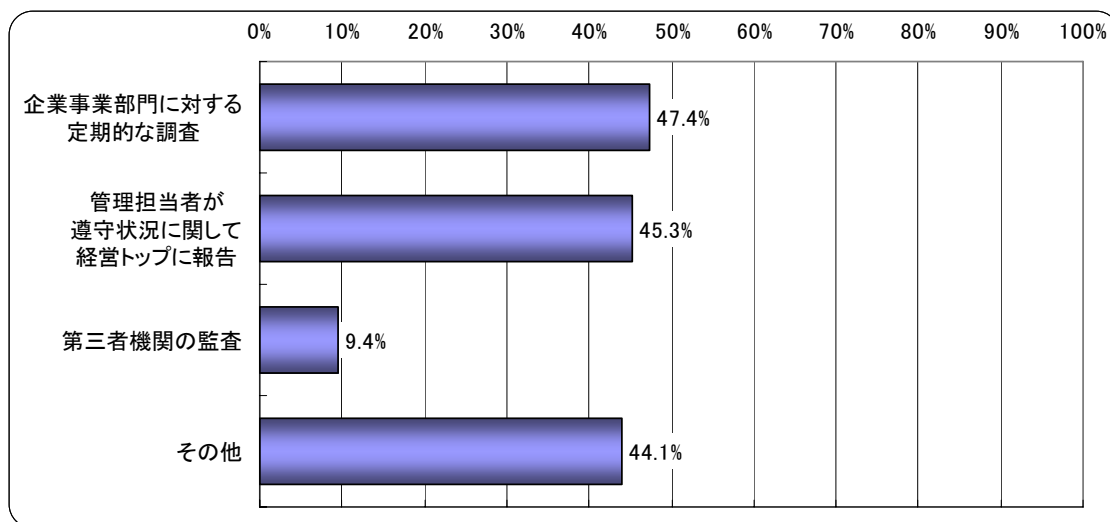
## 法令遵守の監査と評価、外部監査は広まらず

法令遵守の状況について監査及び評価するための取り組みについて尋ねたところ、「実態把握を目的とする全事業部門に対する調査（無記名式の従業員調査等）を定期的に行っている」と回答した企業が有効回答企業全体の 47.4%、「経営トップに対して各部門（部署）の管理担当者が法令遵守状況に関する報告を行っている」と回答した企業が 45.3%であった。一方、「法令遵守に関して第三者機関の監査を受けている」という回答はわずか 9.4%に留まった。法令遵守の実態について積極的な監査・評価を実施することはまだ一般的にはなっていない。

その他（自由回答）の取り組みとしては、「コンプライアンス委員会を設置及び開催」、「コンプライアンスの進捗や達成状況を確認するためのアンケートやモニタリングの実施」などの回答があった。

グラフ 28 法令遵守状況の監査・評価（複数選択可）

N=329（調査票社会編への有効回答企業）

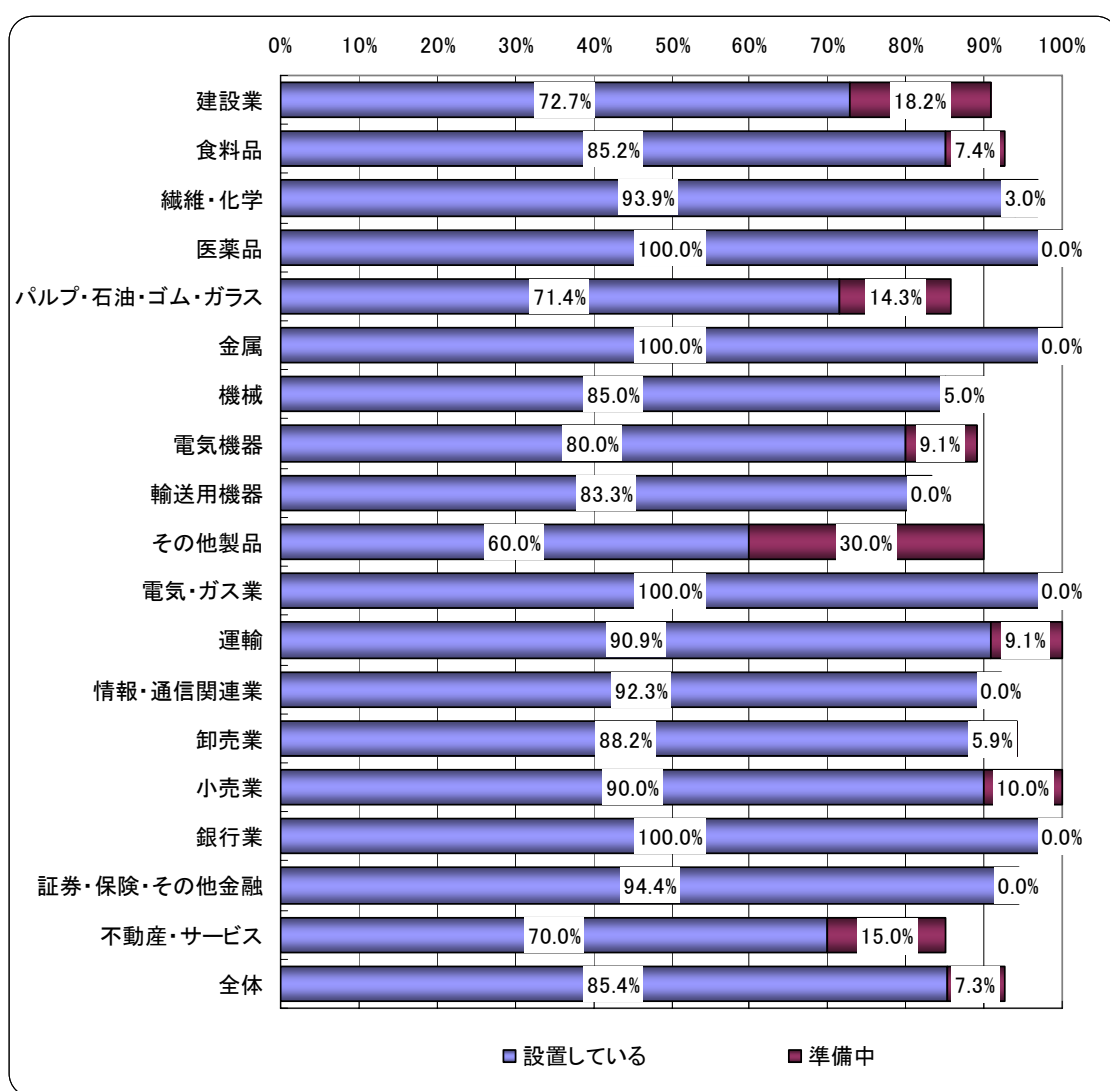


## 内部告発窓口の設置、8割強に広がる

従業員から法令遵守に関わる内部告発を受け付ける窓口を設置している企業は、有効回答企業全体の85.4%であった。特に、医薬品、金属、電気・ガス業、銀行業では内部告発窓口の設置している企業の割合が100.0%に達した。それに対して、内部告発窓口を設置しているという回答した企業の割合が低いのは、その他製品(60.0%)、不動産・サービス(70.0%)であり、7割に満たなかった。しかし、これら2業種においても、内部告発窓口の設置を「準備中」と回答した企業の割合が、それぞれ30.0%と15.0%あった。

グラフ 29 内部告発窓口の設置

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

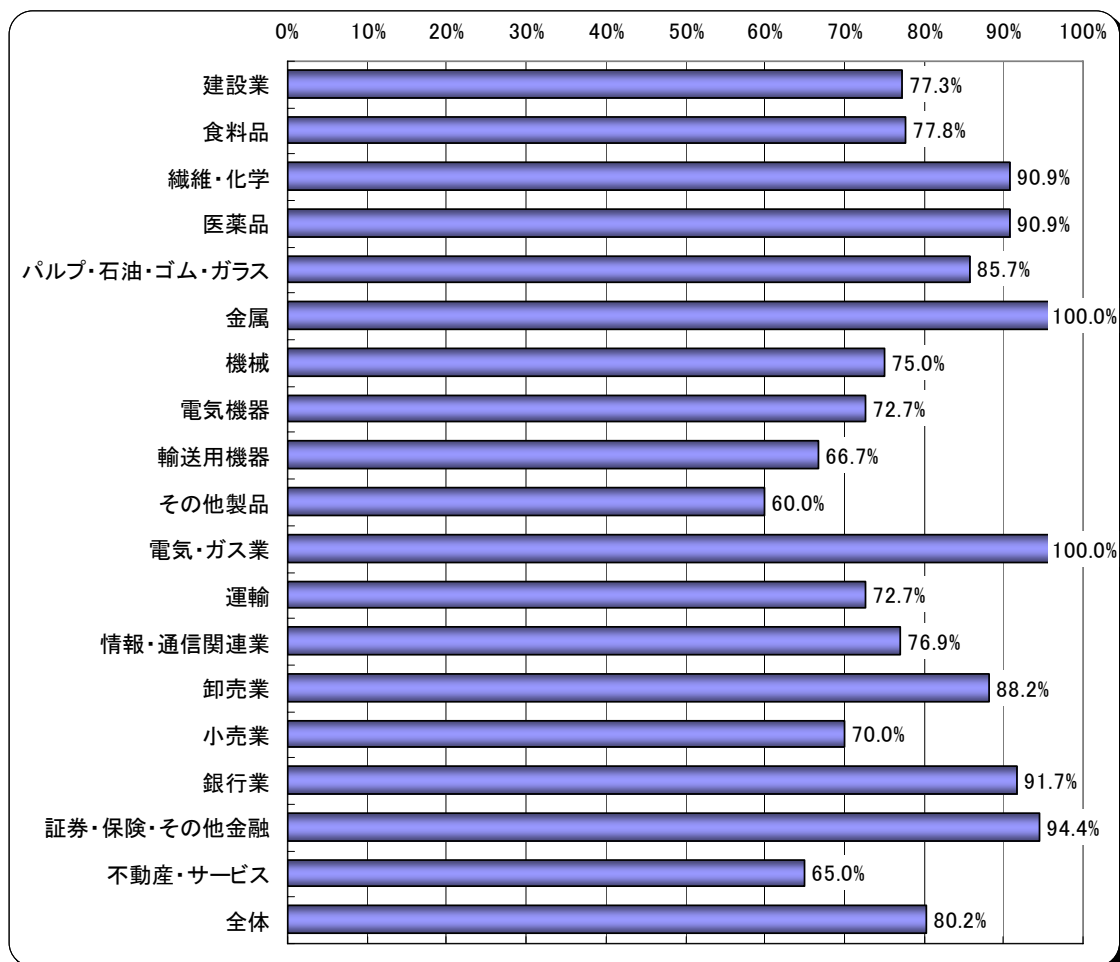


# 内部告発者の権利保護規定の制定、8割に広がる

法令遵守に関して内部告発を行った者が不利益を被らないよう、権利保護等について明確な規則が定められている企業の割合は、有効回答企業全体の80.2%であった。金属、電気・ガス業（各100.0%）の割合が最も高く、次いで、証券・保険・その他金融（94.4%）、銀行業（91.7%）、繊維・化学、医薬品（各90.9%）、卸売業（88.2%）、パルプ・石油・ゴム・ガラス（85.7%）、食料品（77.8%）となっている。逆に、その他製品（60.0%）、不動産・サービス（65.0%）、輸送用機器（66.7%）では、内部告発者の権利保護に関する規則を持つ企業の割合が7割に満たない状況にある。

グラフ 30 内部告発者の権利保護規定

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

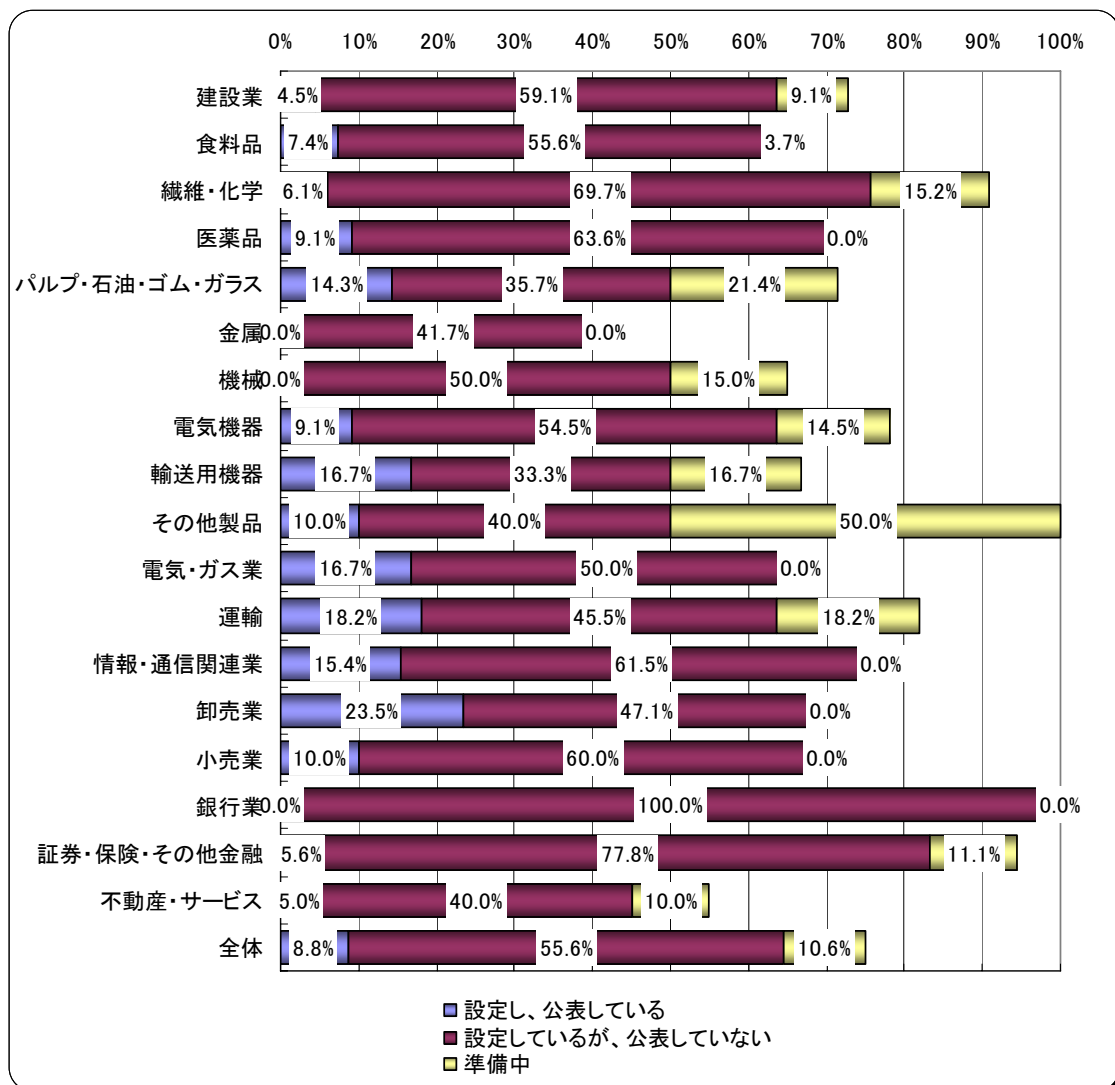


# 法令違反の情報開示方法、対応になお課題

法令違反が見つかった際の情報開示の方法についての事前策定について尋ねたところ、有効回答企業全体では、情報開示方法について「あらかじめ定めて公表している」と回答した企業の割合は 8.8%と、ごく一部の企業に留まった。情報開示方法について「設定しているが、公表していない」と回答した企業の割合は 55.6%、「準備中」と回答した企業の割合は 10.6%となっている。業種別では、開示方針を設定している企業（公表していない企業を含む）の割合が最も多いのは銀行業（100.0%）で、次いで、証券・保険・その他金融（83.3%）、情報・通信関連業（76.9%）であった。一方、情報開示方法の事前策定を行っている企業の割合が最も少ないのは、金属（41.7%）だった。

グラフ 31 法令違反に関する情報開示方法の事前策定

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

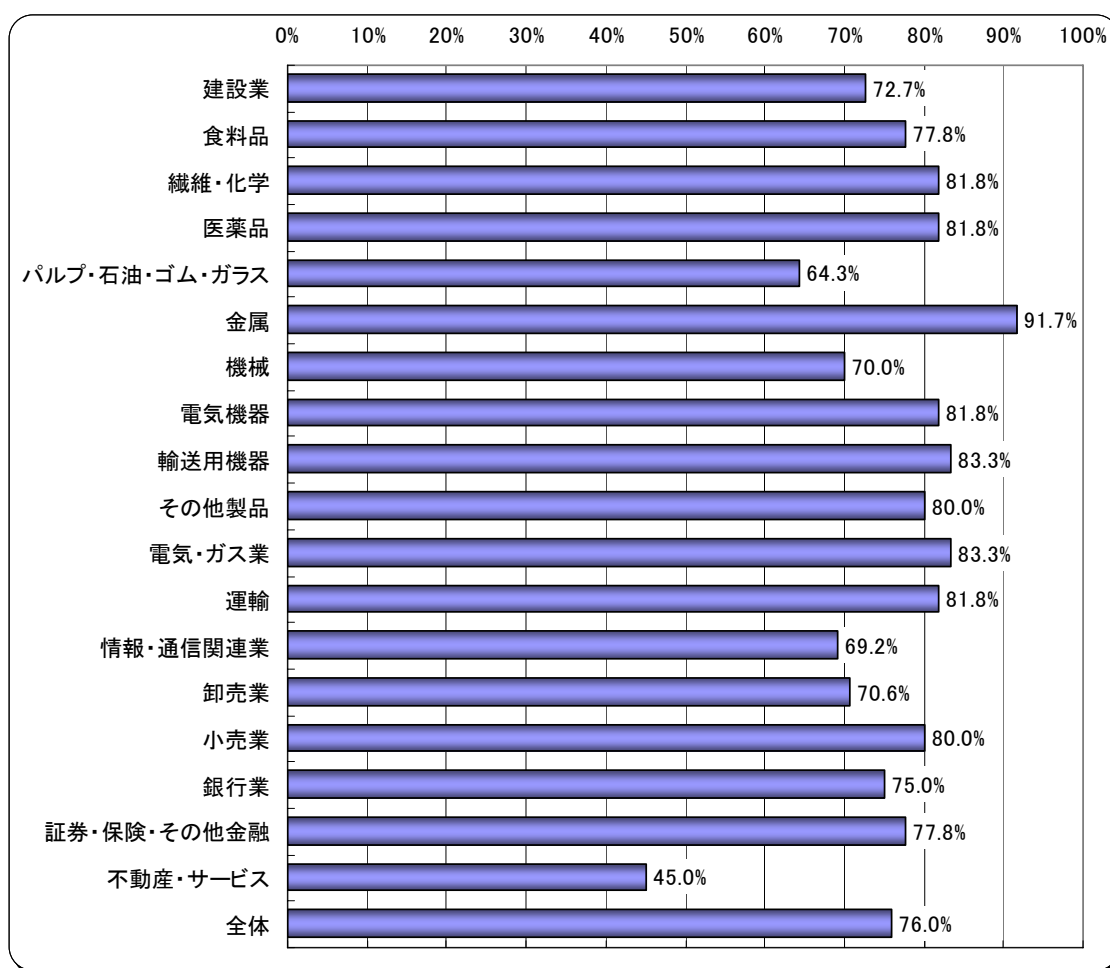


## 経営理念、7割強がステークホルダーを明確化

経営理念でステークホルダーを明確に定義していると回答した企業は、有効回答企業全体の半数を超え、76.0%だった。業種別に見ると、金属が91.7%と高く、輸送用機器、電気・ガス業(各83.3%)、繊維・化学、医薬品、電気機器、運輸(各81.8%)、においても8割を超えている。一方、割合が最も少なかった不動産・サービス(45.0%)、では5割に満たなかった。

グラフ 32 経営理念でのステークホルダーの明確化

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

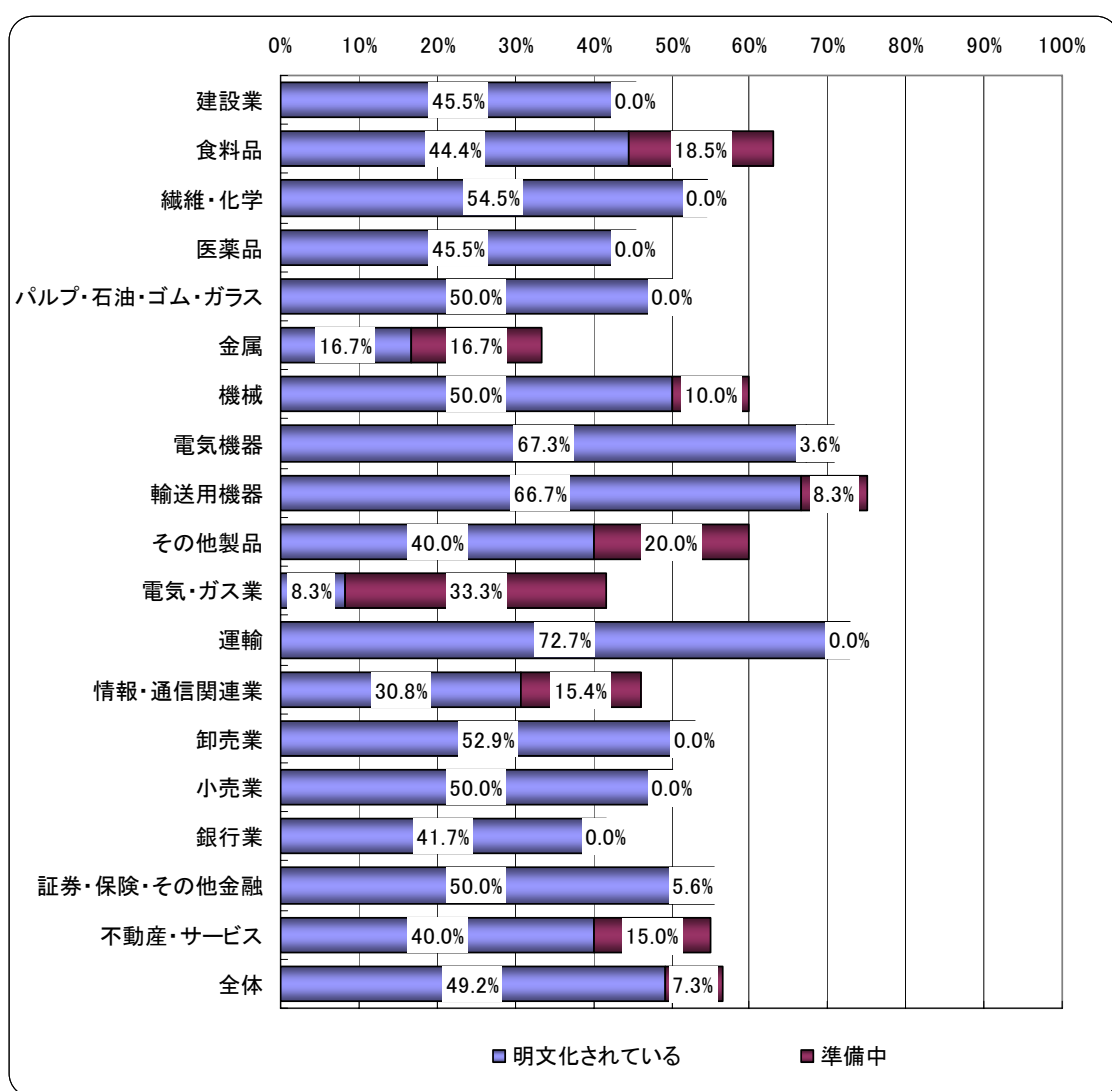


# ブランドマネジメント方針、明文化は半数に達せず

企業ブランドのマネジメントに関して方針を明文化している企業は 49.2%と、有効回答企業全体の半数に満たなかった。「準備中」と回答した企業を合わせると、56.5%だった。ブランドマネジメントに関する方針の明文化が最も進んでいるのは運輸(72.7%)で、次いで電気機器(67.3%)、輸送用機器(66.7%)、繊維・化学(54.5%)となっている。逆に、電気・ガス(8.3%)を筆頭に、金属(16.7%)、情報・通信関連業(30.8%)では、企業ブランドのマネジメントに関する方針を定めている企業は一部に留まっている。

グラフ 33 ブランドマネジメント方針の明文化

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

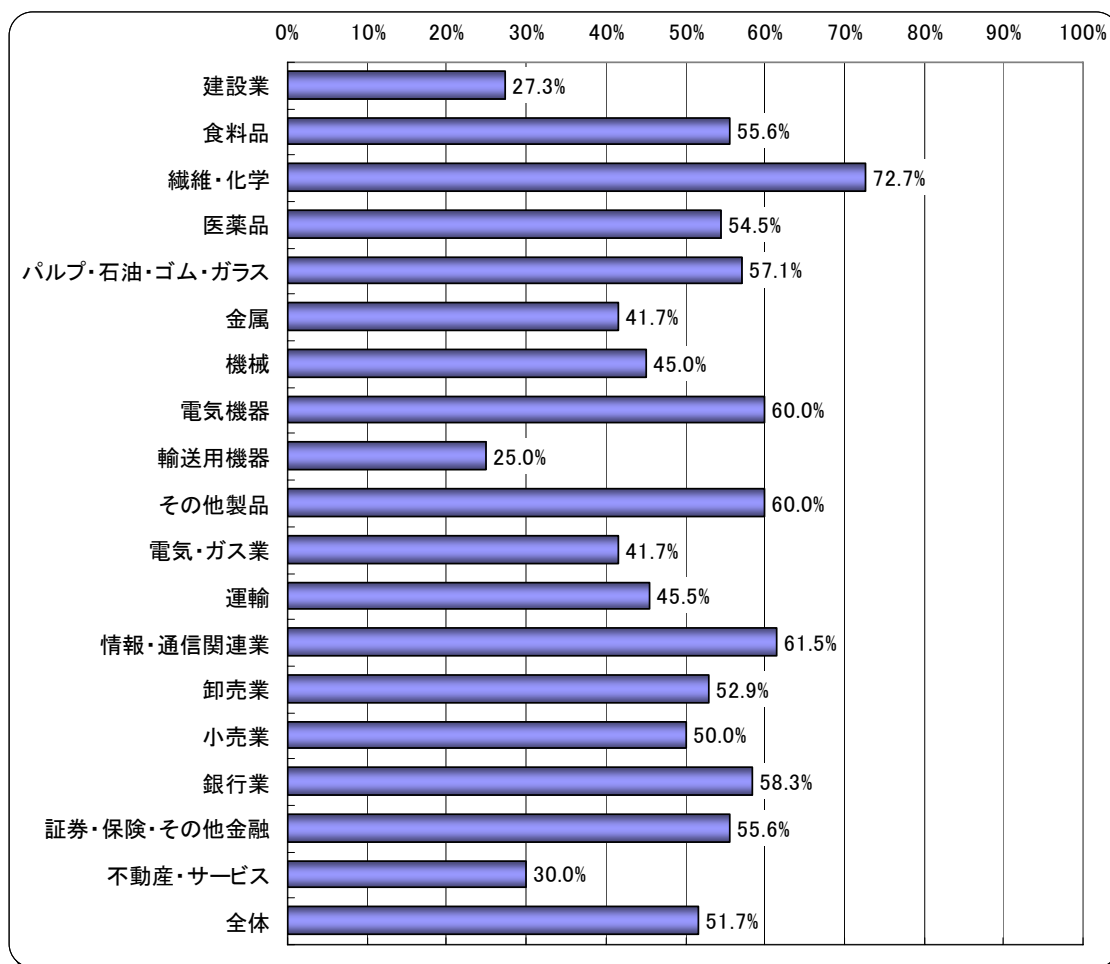


## 環境・社会リスク、5割が取締役会の役割に明記

環境・社会問題への対応など企業の社会に対する責任に関連するリスクの把握ならびに管理が取締役会の役割として明確化されているかについて尋ねたところ、有効回答企業全体の51.7%が明確化していると回答した。業種別では、繊維・化学(72.7%)、情報・通信関連業(61.5%)において、環境・社会に関連するリスクの把握を取締役会の役割として明確化している企業の割合が高い。それに対して、特に、輸送用機器(25.0%)、建設業(27.3%)では、取締役会の役割として環境・社会リスクの把握・管理が認識されている割合が相対的に低い。

グラフ 34 環境・社会のリスク管理に関する取締役会の役割

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

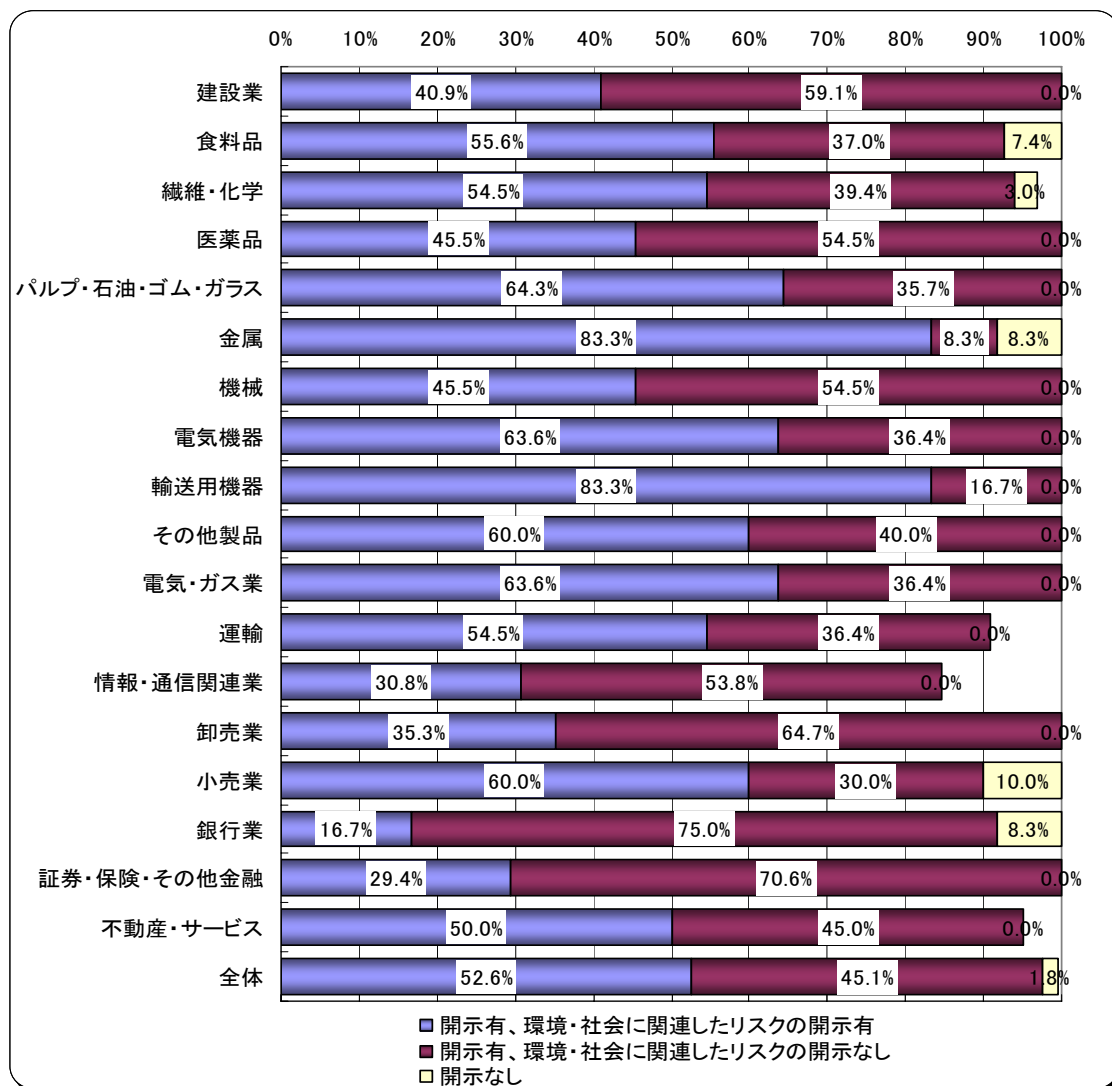


# 事業等のリスク情報は、ほぼ全企業が開示

直近の有価証券報告書等で、「事業等のリスク」に関する情報開示を行っているか、また、その中に環境問題や社会問題に関連したリスクの言及があるか尋ねたところ、有効回答企業全体では、「情報開示を行っており、環境問題や社会問題に関連したリスクの言及がある」と回答した企業の割合は52.6%、「情報開示を行っているが、環境問題や社会問題に関連したリスクの言及がない」と回答した企業の45.1%と合わせると、事業等のリスクに関しては何らかの情報を開示しているという企業の割合は97.7%に上る。ただ、業種により、「環境問題・社会問題に関連したリスクの言及がある」と回答した企業の割合に大きな格差が見られ、金属、輸送用機器（ともに83.3%）では8割を上回っているが、銀行業（16.7%）、証券・保険・その他金融（29.4%）は3割に満たない。

グラフ 35 事業等のリスクに関する情報開示

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



※当該設問に無回答だった企業が含まれるため、一部業種では合計が100%になっていない。

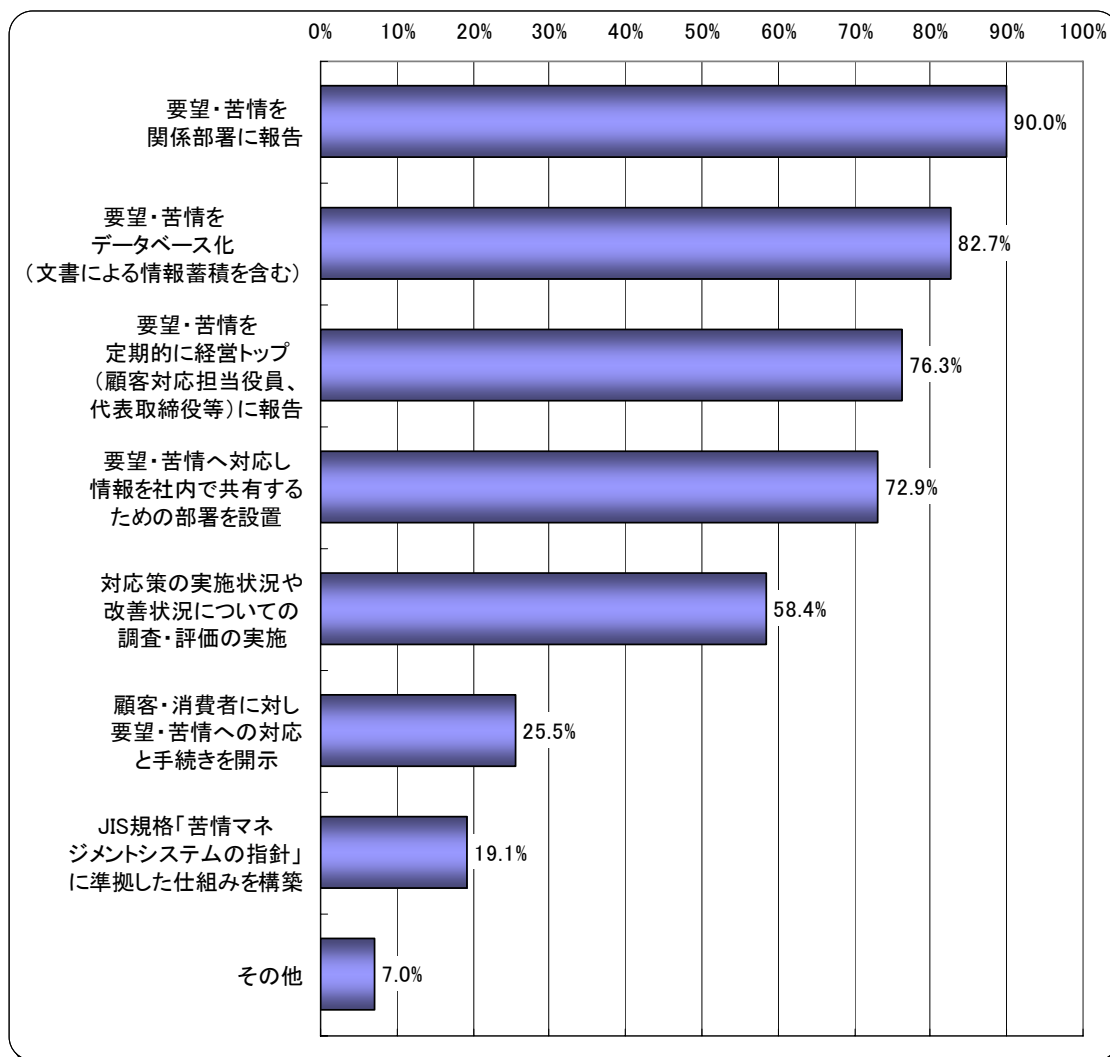
## 顧客の要望・苦情への対応・手続の開示に課題

顧客・消費者からの要望・苦情への対応について尋ねたところ、「関係部門への報告」との回答が最も多く(90.0%)、続いて、「要望・苦情のデータベース化」(82.7%)、「要望・苦情を定期的に経営トップに報告」(76.3%)、「要望・苦情の情報を社内で共有するための部署を設置」(72.9%)、「対応策の実施状況や改善状況の調査・評価を実施」(58.4%)と回答した企業が半数を超えた。一方、「顧客・消費者に対し、要望・苦情への対応・手続を開示」(25.5%)、「JIS規格に準拠した仕組みの構築」(19.1%)と回答した企業は一部に留まった。

その他(自由回答)の取り組みとしては、「第三者機関による顧客満足度調査の実施」などの回答があった。

グラフ 36 顧客・消費者からの要望・苦情への対応(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

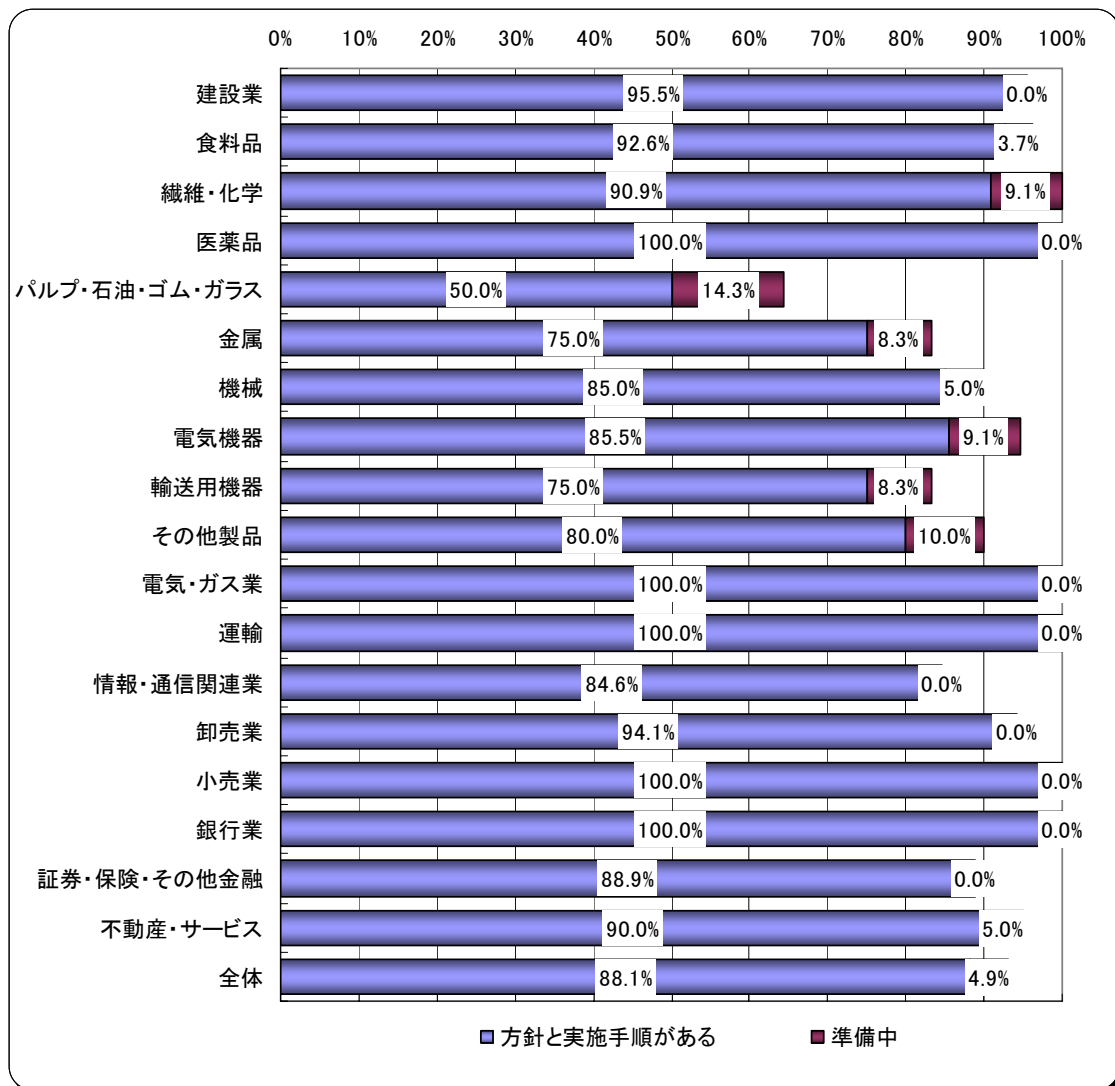


## 顧客の個人情報の適正管理、8割強が方針整備

顧客の個人情報を適正に管理するための方針と実施手順を持つ企業の割合は、有効回答企業全体の8割強(88.1%)になった。これは、平成17年4月1日より個人情報保護法が施行されたものによるものと思われる。なお、「準備中」と回答した企業は4.9%だった。業種別では、医薬品、電気・ガス業、運輸、小売業、銀行業が100.0%と最も高く、次いで、建設業(95.5%)、卸売業(94.1%)、食料品(92.6%)が個人情報の管理に対する姿勢が積極的である。また、昨年度は3割に達していなかったパルプ・石油・ゴム・ガラス(50.0%)、金属、輸送用機器(各75.0%)、その他製品(80.0%)についても、かなり改善されている。

グラフ37 顧客の個人情報の適正管理

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



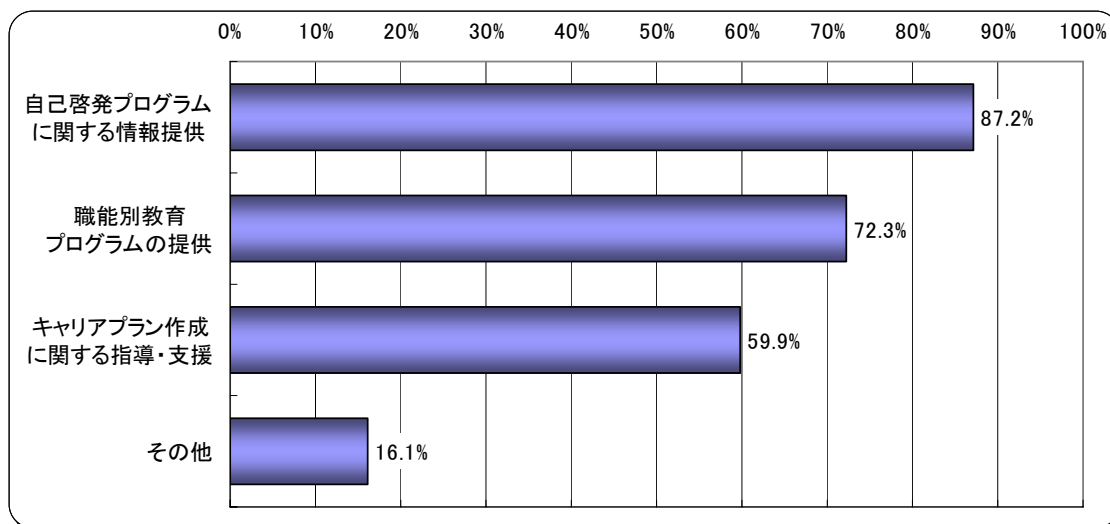
## キャリアプランの作成支援、半数が導入済み

個人の意欲やキャリア形成を重視した自立・選択型の人材育成・能力開発としてどのような仕組みがあるか尋ねたところ、「自己啓発プログラムに関する情報提供」という回答が最も多く(87.2%)、「職能別教育プログラムの提供」(72.3%)、「キャリアプラン作成に関する指導・支援」(59.9%)を実施する企業の割合も半数を超えた。

その他(自由回答)の取り組みとしては、「通信教育や資格試験の費用補助」、「キャリアアドバイザーの設置」、「国内外大学院への留学支援」、「e-ラーニングの推進」、「企業派遣」などの回答があった。

グラフ 38 自立・選択型の人材育成・能力開発(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

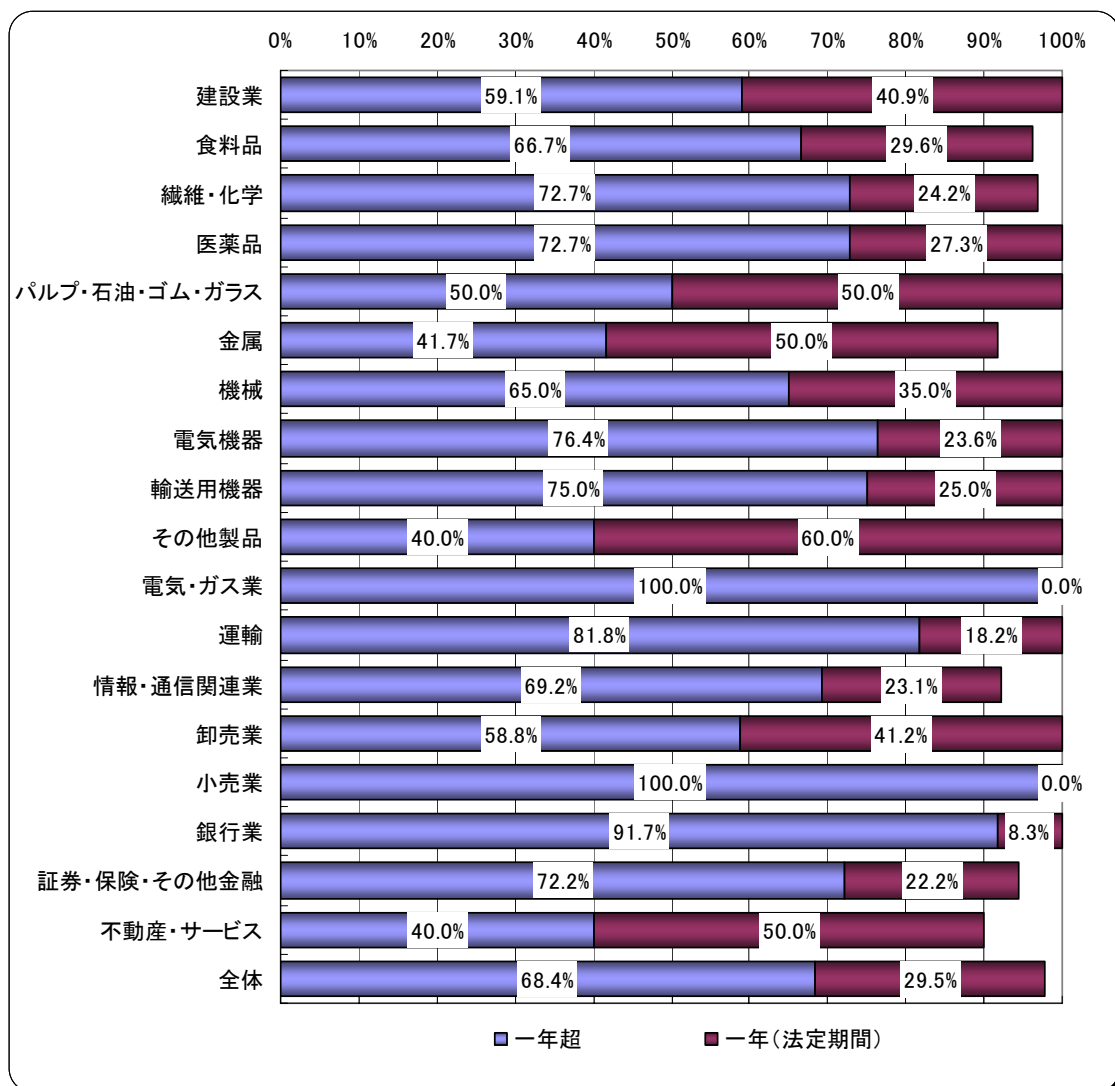


## 育児休業制度、電気・ガス、小売業で柔軟な対応

育児休業制度において取得できる最長期間について尋ねたところ、有効回答企業全体では、「一年超」と回答した企業の割合は 68.4%であり、一年（法定期間）と回答した企業の割合は 29.5%だった。業種間に非常に大きな格差が見られ、電気・ガス業、小売業（各 100%）に次いで銀行業（91.7%）、運輸（81.8%）、ではその割合が8割以上に達しているのに対し、その他製品、不動産・サービス（40.0%）、金属（41.7%）では、1 年以上の育児休業が取れる企業の割合は 5割未満に留まっている。

グラフ 39 育児休業制度の最長取得期間

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



※当該設問に無回答だった企業が含まれるため、一部業種では合計が 100%になっていない。

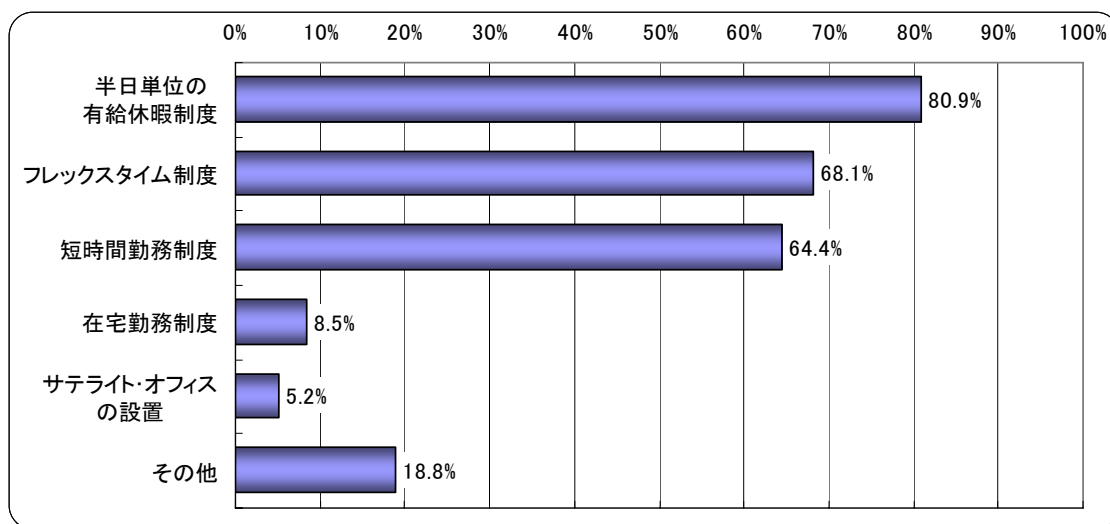
## 勤務形態の多様化、勤務場所の柔軟性に課題

勤務形態を柔軟に選択できる制度に関する質問に対して、「半日単位の有給休暇制度」(80.9%)、「フレックスタイム制度」(68.1%)、「短時間勤務制度」(64.4%)と回答した企業は、有効回答企業全体のそれぞれ6割を上回った。一方、「在宅勤務制度」(8.5%)、「サテライト・オフィスの設置」(5.2%)という回答はごく一部に留まり、情報化が進んでもなお勤務場所に関しては柔軟な措置が一般化していない実態が浮き彫りになった。

その他(自由回答)の取り組みとしては、「勤務日選択制度」、「裁量労働制度」、「時差勤務制度」、「時間外勤務の免除措置」、「配偶者の出産時の休暇制度」、「勤務時間帯変更制度」などの回答があった。

グラフ 40 勤務形態の柔軟な選択(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



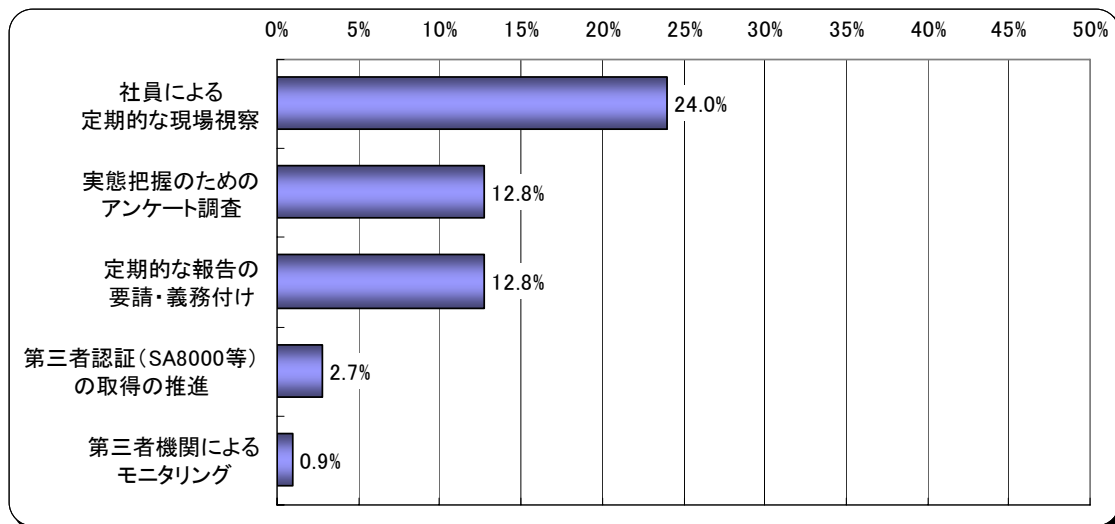
## 海外サプライヤーの実態把握、現場視察が2割

海外からの資材調達に関連して、相手先の CSR について実態を把握するための取り組みとしてどのような手段を講じているかについて尋ねたところ、「社員による定期的な現場視察」(24.0%)を挙げる企業がもっとも多かった。その他の方法では、「実態把握のためのアンケート調査」、「定期的な報告の要請・義務付け」(各 12.8%)、「第三者認証(SA8000 等)の取得の推進」(2.7%)、「第三者機関によるモニタリング」(0.9%)であった。認証取得や外部のモニタリングに取り組む企業は、ほとんどない状況にある。

グラフ 41 海外サプライヤーの CSR の実態把握の取り組み(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

(%の分母には海外から資材調達を行っていない企業も含まれる)



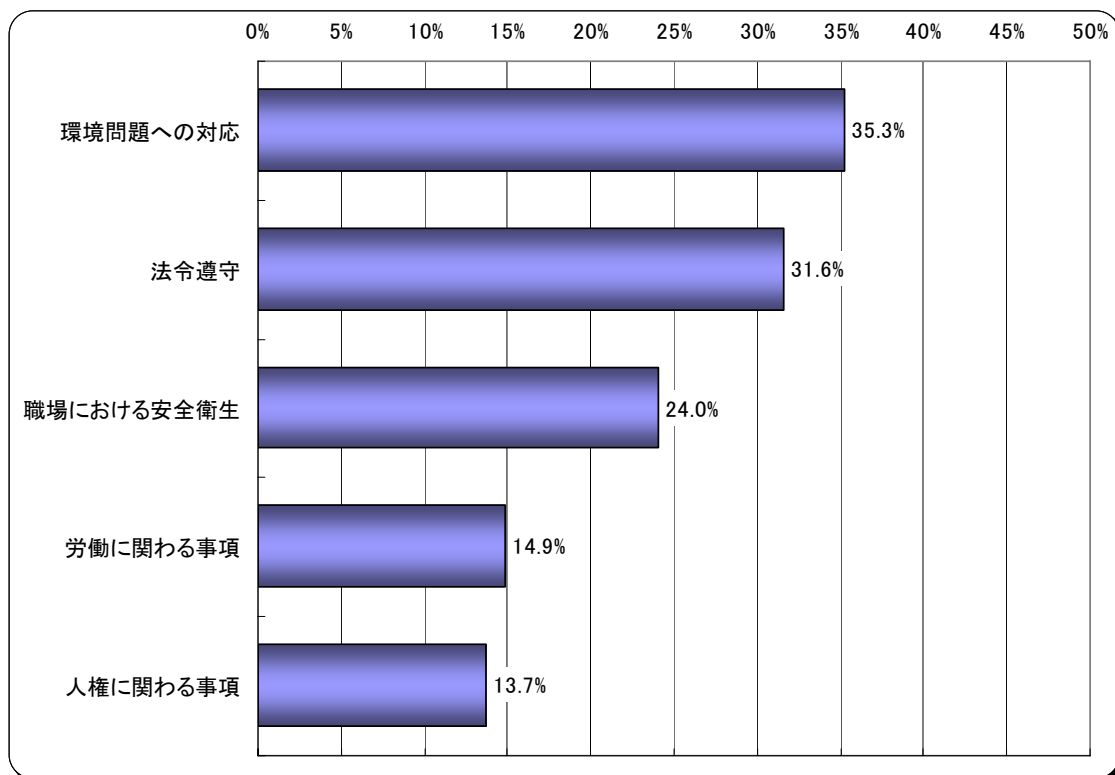
## 海外サプライヤー、環境と法令遵守を実態把握

海外からの資材調達に関連して、企業が相手先の CSR について実態把握を行う項目について尋ねたところ、「環境問題への対応」(35.3%)と「法令遵守」(31.6%)を挙げる企業が 2 割を超え、続いて、「職場における安全衛生」(24.0%)、「労働に関わる事項」(14.9%)、「人権に関わる事項」(13.7%)であった。海外で関心の高い労働問題や人権問題について、実態把握の取り組みの遅れが目立つ。

グラフ 42 海外サプライヤーの CSR の実態把握の項目(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)

(%の分母には海外から資材調達を行っていない企業も含まれる)



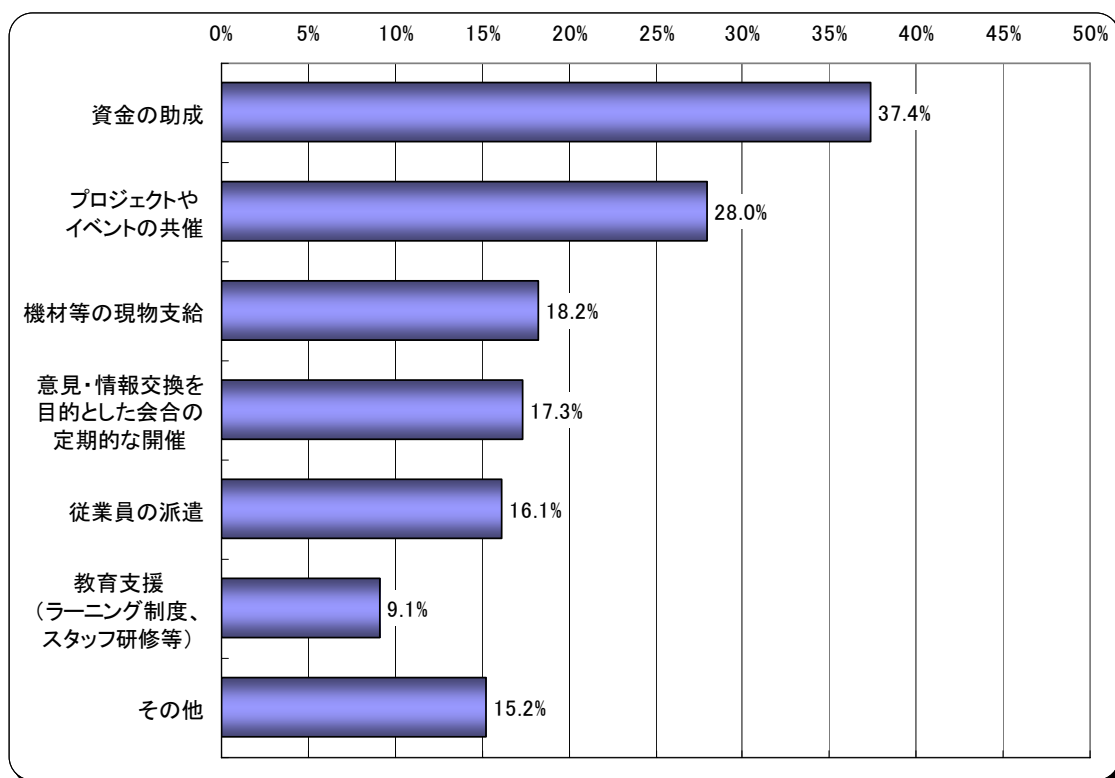
## NGO/NPO の支援・協働、資金助成でも 3 割のみ

NGO/NPO の支援・協働の取り組みについて尋ねたところ、「資金の助成」(37.4%)、「プロジェクト・イベントの開催」(28.0%)を挙げる企業がいずれも 2 割を超えた。また、「機材等の現物支給」(18.2%)、「意見・情報交換を目的とした会合の定期的な開催」と回答した企業は 17.3%、「従業員の派遣」が 16.1%、「教育支援(ラーニング制度、スタッフ研修など)」が 9.1%だった。NGO/NPO の支援・協働は依然として日本企業の課題として残されているといえる。

その他(自由回答)の取り組みとしては、「オフィススペースの無償提供」、「広報支援」、「日本赤十字社の献血活動に会社として協力」、「使用済み切手の収集活動」などの回答があった。

グラフ 43 NGO/NPO の支援・協働の取り組み(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



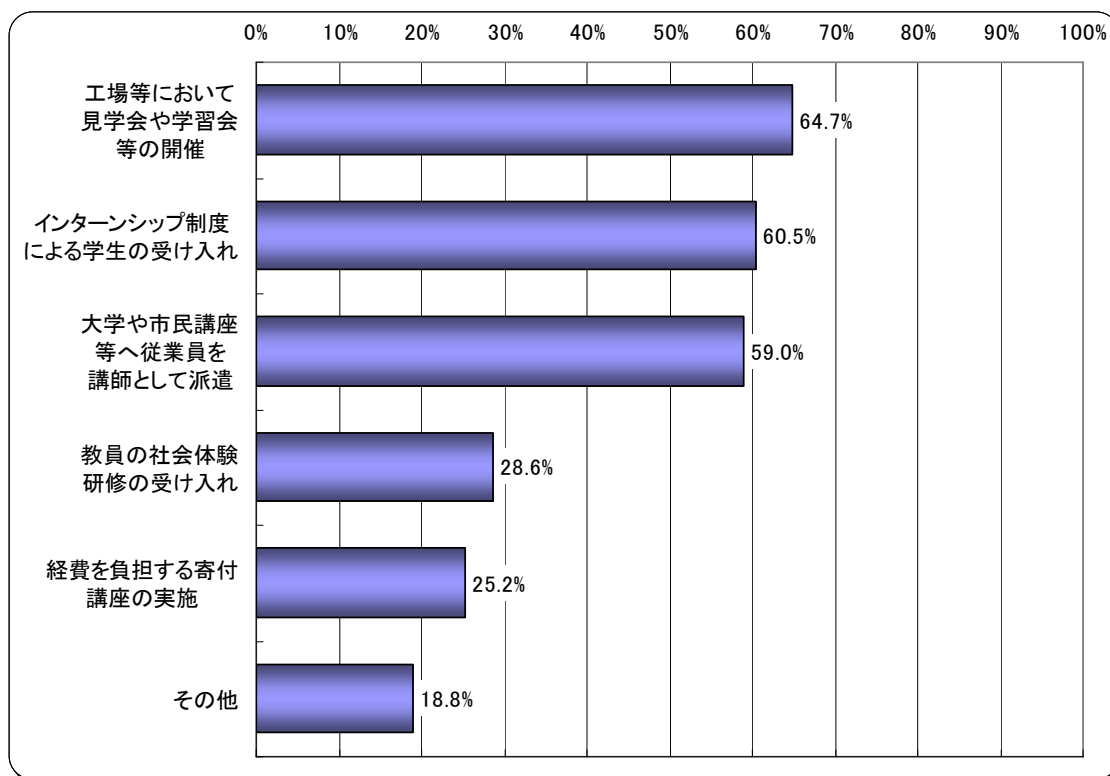
## 教育機関との協働、一部企業で取り組みに独自性

教育機関との協働の取り組みについて尋ねたところ、「工場等において見学会や学習会等の開催」(64.7%)、「インターシップ制度による学生の受け入れ」(60.5%)、「大学や市民講座等へ従業員を講師として派遣」(59.0%)という回答がそれぞれ有効回答企業全体の半数を超えた。「教員の社会体験研修の受入」(28.6%)と「経費を負担する寄附講座の実施」(25.2%)に取り組む企業の割合は3割未満だった。

その他(自由回答)の取り組みとしては、「小・中学校へ従業員を講師として派遣」「教育プログラムへの教材提供」、「環境リサイクル学習支援」、「希望する小学生の店舗の見学」などの回答があった。

グラフ 44 教育機関との協働の取り組み(複数選択可)

N=329(調査票社会編への有効回答企業)



**本調査に関するお問い合わせ先:**

株式会社日本総合研究所 創発戦略センター 足達

住所: 東京都千代田区麹町2丁目7番地半蔵門ビル8階 〒102-0083

電話: 03-3288-4616(受付:松本)

FAX: 03-3288-4689

e-mail: [eco-eng@ird.jri.co.jp](mailto:eco-eng@ird.jri.co.jp)